

85-J-1

「分配の公正概念  
—平等化を支える思想—」

石川経夫

(東京大学)

1985年9月

労働と所得分配研究プロジェクト

日本産業経済研究施設

東京大学経済学部

\*このディスカッション・ペーパーは、現在計画中の拙著『所得と富』（岩波書店より刊行予定）の一部として執筆したものである。未だ第一次稿の段階であり、純粹に討論に資することが目的である性格上、引用および著者の許可のない複写は控えられたい。

## 第2章 分配の公正概念

経済的資源あるいは経済活動の成果をいかに分配するかは、いかなる社会にとっても最も基本的な設問の1つである。現実どのような分配様式が採用されるかは、その社会の政治構造と分かちがたく結びついている。どのような分配が望ましいかを一体誰が考えるのか、その主体は望ましい分配の観念を社会全体の中でどのような正当化し、現実に機能させてゆくのか、その力の基礎は一体どこにあるのか——、これらはまさしく政治の基本的問題だからである。実際、歴史上の社会変革の運動は、それがいかに穏健的か急進的かを問わず、すべて、望ましい分配の観念またはその観念を有効に表明できる主体の範囲の変更をめぐる行なわれてきたといっても過言ではない。

本章は、現代の民主主義制度を前提に、いかなる分配の様式が公正であるという意味で望ましいといえるかを論ずるものである。もとより、何をもって公正と見なすか、何をもって望ましいと判断するかは、人々それぞれの価値判断によるものであるから、きわめて多様な見解があってよい。しかし、いかに多様とはいえ、およそ倫理的見解であるからには、程度の差こそあれ、各人の占める位置からは独立な、普遍的効力を意図したものとなるに相違ない。ここに分配の公正にかんするさまざまな見解をいくつかの系統に整理して相互に批判する契機が生まれるのである。

公正な分配をめぐる観念がいかにきわだって相違するかは、ジョン・スチュアート・ミルの著書『功利主義』（1863）の一節がきわめて端的に示している。

「協働的生産組織において、天与の才能（talent）ないし熟練的技能（skill）に対して、他に優越した報酬を支払うのは、公正だといえようか？ この問いに対する否定的見解は、次のようなものである。すなわち誰も自己の力量の範囲で最善を尽すものには全く同等の価値が認められるべきであって、本人の過誤以外の理由で人より劣位に置かれるのを正当なものと許してはならない。人に優越した能力を持っている者は、他人から受ける賞賛、他人に対する個人的影響力、および本人自身の内的充実感の点で、たとえ物的財のより大きなシェアが追加されることがなくても、すでに充分すぎる利益を獲得しているのである。したがって、社会は理由のない不平等を増大させるよりは、むしろ縮小させるべく、相対的に不利な人々に補償を与えなければなら

ない。以上が第一の考え方である。しかし、これとは逆の考え方も存在する。その見解に従えば、社会はより効率的な労働者からはより多くの物を獲得する。その人の用役はより有用なわけであるから、社会は当人に対しより多くの代価を負っているわけである。――もしも当人に対して他の人と同じだけしか代価を払わないのだとしたら、その当人に対しては、すぐれた能力に応じた割合で短い時間やより少ない努力の投入で良しとして、他の人と同額の生産高しか要求できないことになる。(Utilitarianism 7th ed.,1879,p86) 」

読者は、ここに引用した2つの見解のうち、どちらが自己の見解に近いと思われるだろうか？ おそらく、どちらにも一理があるといわれる方が、私自身を含めて多いのではなかろうか？ 議論をこれ以上前進させるためには、どうしても倫理的思考の轍を踏むことが必要になる。

アダム・スミス以来英国で発達をとげた経済学は、J. S. ミル、マーシャルを経てピグーの時代（とりわけ1930年代前半）に至る迄、道徳心理学あるいは功利主義的倫理学と切っても切れない関係を維持し、自らを道徳科学（moral science）と規定してきた。

（注1） 当然、分配の公正と所得の再分配の問題、教育の機会の均等の問題等は、その経済学の中心的なテーマとなった。こうした英国経済学の実践倫理的傾向は、そこから分岐したマルクスにあっても、共産主義社会への志向というより急進的な形で継承されたのである。しかしながら、1930年代以降、ロビンズを主唱者とする実証主義の運動に圧倒され、道徳科学としての経済学は急速に崩壊してしまっただけでなく、経済学者に対しては、自然科学的禁欲が要求され、価値判断は極度に警戒されるものとなった。分配の公正の概念は、経済学の対象ではないものとされてしまったのである。こうした経済学者の知的環境に根本的反省を促したのが、米国の哲学者ジョン・ロールズの著作『正義の理論』（1971年）であった。彼は、分配の公正の問題に、功利主義の批判的検討をベースに正面から立ち向かい、新たな公正の原理を提出した。この議論に触発されて、マーシャル、ピグーによって集大成された厚生経済学に対する見直しも開始され、新しい理論経済学の道具を用いた最適課税の理論、最適貯蓄理論といった応用経済学的分析も進んだ。要するに、ロールズの提出した公正原理は、現代の経済学にとって重要なルネッサンスをもたらしたといっても過言ではない。現代の経済学は、このような大きな流れの中に位置しているといえ

る。

本章の課題は、分配の公正にかんする代表的な見解をそれらの見解によって立つ倫理的基礎にさかのぼって検討し、紹介することにある。このような検討は、単にそれ自体としての意義のほかに、我々が現実の経済においてどのように分配が決定されているかを理論的、実証的に分析していく際（本書第3～8章）の基本的な視点を与えてくれるであろう。なお、所得の再分配等、分配の公正の概念を実際に適用してゆく場合の問題については、後章（第9章）に譲ることにする。

本章は、以下、5つの節で構成される。第1節では、市場経済の分配原理としての限界生産力仮説を解説した上で、議論のどこで公正の問題が発生するかを検討する。第2節では、伝統的に提案されてきたさまざまな分配の公正規準を紹介する。これらの規準はいずれも直観的に述べられたものであるが、以下の考察の重要な出発点を与えるものである。第3節では、倫理的考察の第一段として、ミルの功利主義について述べるとともに、功利主義の思想をもとに、経済学的分析を発展させたマーシャル、ピグーらの「物的厚生学派」の理論を検討する。第4節では、ロールズの公正原理をとりあげ、その基礎にある倫理的方法ならびにそこから引出される含意について、立入った検討を加える。第5節では、本章全体から得られた結論を整理して、結びとする。

## 1. 市場機能の分配機能とその公正性

市場経済が完全に機能する均衡の状態では、さまざまな生産過程への総資源の配分と、各人の保有資源の価格づけを通じた個人間の所得の分配が同時に決定される。ここに達成される資源配分が、総資源をムダなく生産に供し、かつ人々の消費の効用をもムダなく高めるという意味で効率的であることは、ミクロ経済学の最も基本的な定理の一つとして知られている。しかし他方で、ここに達成される所得分配が果して社会的に見て公正なものであるかどうか、立ち入って検討されることは余りない。何をもちて公正な分配を定義するかは、個人個人の価値判断の問題であり、客観的に論ずる根拠がないという否定的見解をもつて検討が回避されるのが、通常の場合だからである。しかし、検討の回避は、検討が不可能であることと同義ではない。否、実際、市場均衡の生み出す所得分配は公正だと主張する論者も古今存在するし、反対にとても公正とはいえないとする主張もまた存在する。本章の主題に入る手始めとして、これら相反する主張の論拠を明らかにすることから進めたい。(注2)

### 限界生産力原理

市場における分配形成の最も基本的な要因は、限界生産力の原理として知られている。これは、もともと生産者＝資源需要主体の合理的行動の条件が、市場均衡において充足されることに由来するものである。実際、生産者は、単位費用当りの各投入資源の(物的)限界生産力(すなわち、限界生産力/資源価格)を均等化させることで、費用最小化を図ろうとする。(もし、均等でないとすれば、当該の値が相対的に低い資源の投入を減少させ、当該の値が相対的に高い資源の投入を増加させて、最初の生産の減少分を丁度相殺するようにすれば、全体の費用をさらに低下させることができるからである。)さて、均等化されたこの値の逆数は、(加比の理より)生産量を一単位増加させる際必要な最小限の費用の増加、すなわち限界費用に等しく、規模の経済のない競争市場のもとでは、これが生産物の市場価格に等しいところで生産量が定められる。結局、生産者の合理的行動の結果として、すべての投入資源について、生産物の価格を乗じて評価した各資源の限界生産力(限界価値生産物と呼ぶ)は、投入資源の価格に等しい——これが限界生産力の原理の

内容である。(注3)

限界生産力の原理は、個々の資源の供給に対する代価が、それが果たす生産的貢献、より厳密には生産物市場価格によって集約的に表現された社会的有用性に対する生産的貢献に等しいことを要求する事実を捉えて、倫理的に公正な分配基準を満たすという解釈が一部で行なわれている。市場経済は、かくしてそれが完全に機能する限り、効率的かつ公正なシステムだということになる。こうした主張の主唱者は、フリードリッヒ・ハイエク、ミルトン・フリードマンに代表される自由主義者である。(注4)

たしかに、社会的有用性に対する貢献をもって公正な分配を定義しようという考え方は古くから存在するし、市場生産物価格が社会的有用性を測る一つの可能な尺度であることは、これを認めてもよい。しかしながら、このような考え方には、次のような反論を提示することも容易にできる。(注5)

第一に、元来生産物需要は、人間の持つ社会的・倫理的価値とは本来無関係な各人の個人的嗜好、個人間での購買力の分布、代替財の有無などの事情に依存して発生するものである。したがって、市場で成立する価格が社会的有用性を表現するとしても、それは単に個人的欲求の総計にすぎない。

第二に、たとえ先の点を譲ったとしても、なお、限界生産力原理の含意する所得分配の公正さは、もともとの初期保有資源の分配の正当性を何ら変更するものではない。先に述べた、市場価格の形成には個人の購買力の分布が影響するという点を想起してみよう。市場における需要の集計は、購買力に比例的に与えられる投票権による投票(金銭的投票)の過程と見なすことができる。したがって、多大な初期資源を保有する者はそうでない者に比べより多くの投票権を行使できるのである。すると経済全体の資源は初期保有の大きな者の嗜好を充たすことにより多く向けられるようになり、そうした資源配分の下で各資源の(物的)限界生産力が決定されることになる。市場における所得分配の決定にあたっては、初期保有の分布が厳然とその力を発揮するのである。

さて、初期保有そのものの分配は、究極的には、相続・幸運・努力の三つの要因に帰着させることができよう。(むろん、これらの要因は、乗算的に機能しあって、単純に相互を分離することは難しいかもしれない。)したがって、問題はこれらの要因を分配倫理としていかに評価するかにかかるのであって、初期保有の公正さの判断は、自明でない。(

注6) 少なくとも初期保有の分布を公正なものとする論理は、市場経済自体の中には存在しないし、したがって限界生産力原理においてもまた然りである。

## 2. さまざまな公正基準

およそ分配の「公正」を定義するにあたっては、二通りの接近方法が存在する。一つは、手続きの公正に着目する考え方であり、もう一つは、結果の公正に着目する考え方である。前者は、どのような制度を設ければ、結果がいかに出ようと公正だといえるかを論じ、結果自体を評価する独立の基準を設けることはしない。これに対し、後者は、文字通りどのような分配の結果を公正なものを見なすかを論ずるものである。

具体例を挙げて論じた方がわかりやすいであろう。前者の最も典型的な事例は、「公平な賭け」の場合である。この場合、確率計算として期待される利益と期待される損失が丁度釣り合えば賭けは公平だというわけであるが、結果として分配の変化がどのように生じようと、公平なものを見なすのである。もっとも、いくら公平な賭けとはいえ、生じうる損失が当該個人の生存を脅かすような場合は、公正な分配変更の手続きとは認めがたいであろう。もう一つの事例は、機会の平等という規準であり、これについては項を改めて論じよう。

後者の事例としては、「貢献に応じた分配」、「必要に応じた分配」、「努力に応じた分配」など、さまざまな考え方が公正の規準として提案されている。以下、ここで触れたいくつかの規準について、簡単な注釈を加えよう。

### 機会の平等

この提案は、個人間での対等な職業選択および責任ある社会的地位へのアクセスを妨げているさまざまな事情、障壁を取り除こうというものである。人種・性別など純粋に個人的属性に基づく合理的理由のない差別を撤廃したり、奨学金制度あるいは資本市場へ介入して教育ローン制度を整備したり、各種の実践的提案として具体化されている。

もっとも何をもって平等な機会と判断するかは、そう簡単ではない。しばしば、機会の平等は、各人の長い人生を徒競走に見たてた上で、出発点の線引きを公平にするという比喩で説明される。しかしながら、競争に参加する人たちの中には、生来の優れた天分を持つ者もあれば、ハンディを負う者もあり、また親の所得や富の大小あるいは職業・社会的

地位によって、社会的に有利な環境に置かれる者もあれば、不利な環境に置かれ者もあるのであって（後者の差異は、家族制度を認める限り不可避免的に発生してしまう）、何ををもって公平な線引きとするかは自明ではないのである。

ひとつの考え方は、「形式的な機会均等」と呼ぶべきもので、個人個人の社会的地位の上昇を制約するあらゆる人為的障壁の除去（たとえば階級的特権の廃止）と、個人の地位向上に關与する国家の施策・施設の平等な供与（たとえば公的義務教育の実施）を目標としたものである。これは、前世紀ヨーロッパ自由主義運動の標語「才能に対して開かれた地位（career open to talents）」の指向した世界に対応するものであり、今なお自由主義者の間に支持がある。この観念の重要な特徴は、国家の介入をミニマム、かつ一律なものに制限しようという点にある。

これに対して、単に形式的均等に止まらない、より積極的な国家の介入を認めようという立場も存在する。生来的には同一の能力を持って生まれ、しかも同一の意欲をもちながら、個人個人の置かれた社会的境遇あるいは歴史的・文化的背景（性別・人種）の違いによって個人間の一生の展望に差異が生じてしまうことのないよう、政府に積極的な調整の役割—つまり線引きにあたっては個人個人に適切なハンディを付けること—を認めようという立場である。これは、リベラリズムの基礎にある観念であり、実際にも現代の多くの国の教育制度、社会制度の中に程度の差はあれ反映されている考え方である。（後述のように、ロールズはこの観念を「公正な機会均等」の原則と呼んで、前者から区別している。）この観念の下でなお不問にされているのは、相互に異なる能力を持つ個人間の機会の相違をどのように扱うかである。（注7）

#### 貢献に応じた分配と必要に応じた分配

分配の公正をめぐる論議の中で、おそらくもっともポピュラーな意見の対立のひとつは、貢献に応じた分配という考え方と、必要に応じた分配という考え方であろう。「貢献に応じた分配」とは、各人の提供した用役によって社会全体が獲得した便益に比例する形で代価の支払いをなすことを公正だとみなす立場であり、既に見た市場経済の「限界生産力原理」がその代表的事例にあたる。もっとも、働く者が代価を受取り、怠け者は何も得られないのは、我々、イソップの寓話から学ぶ通りで、さも自然の道理に適っているように思



われる。しかしながら、他方で、困難な境遇に置かれた人々が、社会によってその必要を充たされることを公正だと見なす考え方にも道理があるといえよう。たとえば、仕事に就きたくとも就けない人達に対して先のイソップの寓話的論理を適用するわけにはいくまい。このように、この二つの観念は、水と油のような関係にある。

「貢献」の基準と「必要」の基準の対立を、きわめて明瞭に指摘したのは、マルクスである。彼は、『ドイツ労働者党綱領（ゴータ綱領）に対する評注』（1875年）の中で、同綱領の「公正な分配」にかんする記述の曖昧さを批判しながら、上記の二つの基準は、それぞれ共産主義社会の発展の異なる時間的位相の上で受容されると予言している。第一の段階は、資本主義社会から生れたばかりの共産主義社会であり、それは「経済的にも道義的にも精神的にも、それが生れてきた母胎である古い社会の母斑をまだ身につけている」（岩波文庫版訳書35p）社会である。そこでは「貢献」の規準が支配する。

「——個々の生産者は、彼が社会に与えたものときっかり同じだけのものを——（社会的）諸控除をすませたあと——とりもどすのである。彼が社会に与えたものとは、彼の個人的労働量である。（同35p）」

「ここで支配しているのは、商品交換——それが等価物の交換であるかぎり——を規制するのとあきらかに同一の原則である。——だから、平等な権利とは、ここでもやはり——原則的には——ブルジョアの権利である。——生産者たちの権利はかれらの労働給付に比例しており、平等が、平等の尺度つまり労働で測られているのである。」

しかし、このシステムには次のような欠陥が存在する。第一に、労働を尺度とするためには、長さか強度かによって規定しなければならなくなるが、そうすると労働者間の不平等な個人的天分——給付能力——を生まれつきの特権として認めることになり、実質的内容として不平等な権利を生みだしてしまう。第二に、各人はただ労働者としての一面からのみ捉えられることになり、それ以外の資質は無視されてしまう。こうした欠陥を是正するのは、マルクスによれば次の発展段階においてである。

「共産主義社会のより高度の段階において、すなわち諸個人が分業に奴隷的に従属することがなくなり、それとともに精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったのち、また労働がたんに生活のための手段であるだけでなく、生活にとってまっさきに必要なこととなったのち、また、諸個人の全面的な発展につれてかれらの生産諸力も成

長し、協同組合的（共産主義社会における生産単位—引用者）富がそのすべての泉から溢れるばかりに湧きでるようになったのち—そのときはじめて、ブルジョア的権利の狭い地平は完全に踏みこえられ、そして社会はその旗にこう書くことができる。各人（から）はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて！」

この一節は、わずかな語句の内にマルクスが理想社会の姿を凝縮させて描いた箇所として余りにも有名である。必要の規準が公正な分配の究極的な規準として呈示されている。マルクスは別の箇所で「権利は、社会の経済的形態とそれによって制約される文化の発展よりも高度であることは決してできない。（同書38p）」と述べているが、この新しい規範は、まさに「母胎たる古い社会」にあって桎梏であった道徳的、精神的母斑が消え去る所に自生するのである。ここで注目すべきは、分業の根本的再編を経ることで、人々にとって労働自体が必要の重要な一部と観念されるようになることと書いているように、「必要」自体が質的に変容を遂げることである。しばしば誤解されるように、生産力の高度な発展自体が、不変の必要を飽和的に充足してしまうということを述べたものではない。

マルクスの理想郷から現実の社会へ話を戻そう。おそらく、実際に「必要」を分配の唯一の規準とする場合の最大の問題は、第一に、何が必要であるかを一般に合意できる形で記述することは直観のレベルでは難しいこと、第二に、マルクス自身述べているように、（労働自体が必要の一部として認識されるようにならない限り）労働意欲の確保と必ずしも両立しないことにあるといえよう。この内、第一の点については、続く二つの節でさらに検討を行なう。第二の点については、後章で再び取り上げることにする。（注8）

### 努力に応じた分配

先に、人々の初期保有を決定する要因として、相続・幸運・努力の三つを列挙した。「貢献」を分配の規準とする場合には、暗黙の内に三つの要因全てを公正なものとして是認することを意味している。これに対し、三つの要因の内、努力によって形成された初期保有以外の部分は社会的に共有すべき資産と見なそうという立場が存在する。これを「努力に応じた分配」の規準と呼ぶ。

人々間の天分の差異は、全く幸運・不運の介在する仕業であり、幸運な個人がそれを

もとに社会的生産物のより大きなシェアを要求するのは公正といえない、というのが主張である。同様に、相続についても、受け取る個人の側から見れば、幸運と何ら変わらないということになる。要するに、人々の刻苦・努力にのみ倫理的価値を認めようとするのが、この立場である。漸進的な社会改革論者の間に支持も多い。(注9)

また実際に、社会学・労働経済学の実証研究に依拠しながら分配の公正を論じたサロウ(Thurow [1973; 1975, 第二章])に依れば、人々は相対的窮乏(relative deprivation)の意識を強く持ち、しかもそうした意識の形成には、人々が実際に持つ公正の感覚が反映されるという。人々の判断・評価の媒介項となるのは、参照集団(reference group)の観念である。すなわち、人々は、それぞれ現在の職業・地位を獲得するまでに支出した費用(努力・刻苦・教育・訓練等)を考慮して、自分自身とほぼ同等の費用を支出した(と見なす)人々を同一の参照集団に所属するものと考えた上で、(i) 参照集団内部での経済的報酬の均等、(ii) 相異なる集団間での報酬の差異が費用の差異と比例的である、というふたつの条件が満たされることを公正だと見なす傾向を持つ。もし、(i)、(ii)の条件いずれでも欠ける所があれば、相対的窮乏感が発生することになる。サロウは、長期的に安定な賃金等高線(wage contour)が存在するという事実、あるいは相対賃金仮説—ケインズによって、貨幣賃金の下方硬直性の原因の説明を与えるとされた—と適合する現実(注10)の背後には、人々が保有するこのような公正の感覚が介在しているのだと論じている。本節での我々の分類に従えば、ここで指摘された公正観は、それがいか程明瞭に認識されているか改めて問う必要はあるとしても、一応「努力に応じた分配」の規準に近い観念だと理解してもよいであろう。

しかしながら、この規準についても、いくつか困難が存在する。第一に、これはハイエクによって強調された点であるが、人々のもつ資産をその源泉に遡って、先の三つの要素に振り分けることは、一般にきわめて難しい。ことに、人々が獲得した能力については、どの部分までが天分で、どれだけが本人の努力によるものか、また親から教育を受ける援助(相続の一種)を受けたとすればその貢献はどの程度か、これらの問いに客観的に答えられる手続きを見出すのは困難であろう。客観的な方法がないとすれば、誰かの主観的な判断に依らざるを得なくなるが、そうすると今度は誰が判断するのかの問題が生じてしまう。(注11) 第二に、相続については、次のような反論に対し、有効な反駁ができない。

すなわち、資産を受け取る側でなく、資産を残す側の立場になってみれば、自己の浪費を抑制して子孫に資産（一部は教育）を残すことを選択して何の不都合があるかというものである。（注11）相続を受け取る側の幸運とみるか、与える側の選択とみるか、直観的レベルで応酬する限り、議論は水掛け論に終わってしまう。第三に、これは第一の点と関連するが、より優れた天分を与えられた人は、そうでない人に比して、当然、より多くの努力を払う意欲を持つであろう。そうすると、努力と天分とは独立でなくなり、前者をかりに分離できたとしても、公正な指標とはいえなくなってしまう。（注12）

### より高次の原理の必要性

以上、公正な分配の規準とししばしば話題にのぼるいくつかの規準を概観した。それぞれ問題点があることを別にしても、やはり最大の問題は、結果の公正を論じた三つの規準は、相対立する価値観の直接のぶつかり合いの様相を呈するのみで、それ以上議論を進展させることができない点である。

この袋小路から脱出するには、より高次の倫理的接近を図らなければならない。それは、人々が各自異なる境遇に置かれるだけでなく、異なる価値を持つことを相互に承認した上で、分配決定のプロセスにどのような社会的制約を課せば、結果としての分配を公正なものと思なすことができるかについて社会的合意を求めることである。以下、次の二つの節では、こうした理解を前提に展開を遂げた、二つの代表的思考である功利主義的方法とその伝統に基づくマーシャル・キャナン・ピグーに代表される「物的厚生」学派の公正概念（第3節）、および功利主義の批判の上に論を築いたロールズの公正概念（第4節）について、紹介しよう。

### 3. 功利主義と物的厚生学派

#### J. S. ミルの功利主義

ジョン・スチュアート・ミルが本章冒頭に引用した相互に衝突する分配の公正観念の対立（それは努力の規準と貢献の規準の対立の事例といてよい）を解消する唯一の手段として提案したのは、「社会的効用」にもとづく選択であった。それは、ベンサム最大の幸福原理—最大多数の最大幸福—を、より高次の倫理的原理として判断の規準におこうという提案である。より具体的に前節の議論との対比でいえば、貢献・必要・努力等のそれぞれの規準に応じて分配が決定されるウェイトを先験的に定めるのではなく—これは不可能であることを見たわけである—、ベンサムの規準に従属させて定めようというものである。このことの含意として、社会はおそらく貢献、あるいは努力の規準に従って分配を行なう部分を採用入れることで、全体としてのパイの大きさを増やしつつ、同時に必要の規準を考慮して、所得・富の再分配を行なうという公正な分配の実施手順を成立させることが予想される。「公正さ」は、このプランが最大多数の最大幸福を旨として決定されるという点に包摂され尽すと考えるのである。

ミルの提唱した功利主義とは、次のようなものである。まず第一に、ミルは、「全ての人間の行為は何らかの目的のためにあり、したがって行為を規制するルール（道徳や法律を含めた—引用者）もその全ての性格や色調をそれが従属する目的から引き出さなければならぬ」と考えるのが自然である。（p 3）」と述べて、純粋な目的論的倫理学の立場に立つことを宣言したのち、行為が正しいか否かのメルクマールは、それが喜び（pleasure）と苦痛の欠如（lack of pain）で定義される幸福（happiness）をどれだけ増進させるかで判断されるべきだと主張する。問題は喜びの内容である。ミルは、喜びには、肉体的なものや精神的なもの（知性、感性、想像力、そして道徳的感情の作用）があることを確認したうえで、後者を、両者を経験した者の内省的判断として、またそれが持つ外部効果—すなわち、自己の精神的充実（「高潔さ」）は他人にも喜びを与えるものである—のゆえにも、質的に優越するものと認定する。（同書pp10-17）。質の量への変換は、「もっとも経験が豊富で、自己意識・自己観察力にも優れた者（p 17）」—つまり公平無私な理想的観察者—の選好に委ねられる。こうして、人々の「幸福」の度合を数量化し集計したものを最大とすることを功利主義の方法としたのである。

後のマーシャル・ピグーの議論との関連において留意すべきは、次の二点である。第一は、人間の喜びの中で精神的な充実感を求める意欲は、どれだけ持続的にそれが磨かれるかに依存するため、各人（とりわけ青年）がどのような仕事を持つか、どのような社会的環境に投入されるかに大きく影響される、と述べている点である。（p 15）第二には、功利主義の役割として、苦痛を軽減することを、喜びを増加させると全く対等に、否、むしろより重要なこととして考えている点である。（p 18—22）（注13）

### 物的厚生学派

経済学の中で、功利主義的倫理の含意を詳細に分析する仕事は、ミル自身よりも、むしろ次の世代、すなわちマーシャル、キャナン、I. フィッシャー、ピグーらによってなされたといえる。しかし、その過程で考察の対象に重要な変更が加えられた。ミルによって、主観的な喜びと苦痛の欠如と等置されていた「効用」概念は、今や人々の肉体的健康と生活上の物質的必要にとって使用価値のある（useful）ことと狭く定義され、人々の物的厚生（material welfare）の水準に関心が限定されたのである。（注14）当然、物的厚生の源泉は、貨幣の尺度で測ることのできる物的財（経済財）に限られることになり、人々の生活にとって緊要度の高い必要財（necessities）から緊要度の低い奢侈財（luxuries）までの位階のスペクトラムが構成された。

このように対象を限定することで、分配の公正についてどのような処方が生まれたかを次に見よう。効用を物的厚生と見ることで、第一に、所得（貨幣）の追加に伴う各人の効用の増加—限界効用—は、所得の上昇とともに逡減する。それは、所得が増えれば増えるほど、より緊要度の低い財へ向けられる割合が高まるからである。第二に、物質的必要は人々の間で（とりわけ富裕層であろうと、貧困層であろうとに関わりなく）ほぼ共通していると考えられ、又、物的財を効用に転換する能力も人々の間で大きな差はない（欲求一般の場合はそうはいかないであろう）とすれば、人々の間の効用関数の差はそれほど大きくないであろう。少なくとも、平均どうして見た限り、貧困層（the poor）と富裕層（the rich）の間で異なるということはないであろう。さて、社会全体としての物的厚生の最大化は、各人の所得の限界効用が均等化することで実現される。

図を用いて説明できるよう、事態を簡単にして、経済には2人の人間A、Bしかいない

ものとしよう。(注15) 図2.1において、横軸は、Aの所得を原点OAから右に向か

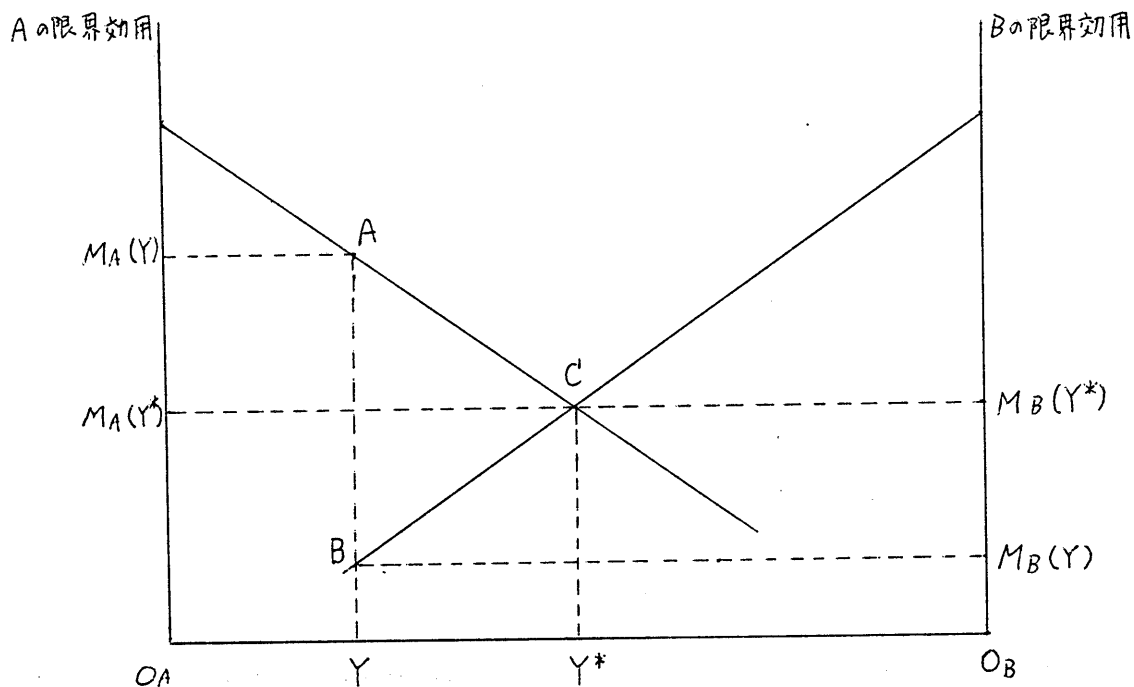


図2.1 物的厚生学派の厚生最大化条件

って測り、またBの所得を原点OBから左へ向かって測っている。OA、OBの間の距離は経済全体で生み出された総所得である。各人の限界効用は、ともに所得の増加に対し逓減的な直線として表わされるものとしようこの時、各人の効用の水準は、この直線と横軸の間のできる台形の面積で表わされる。いま、初期保有の差異等を反映して市場で定まる所得の水準が、AにとってOA Y、BにとってOB Yであるとしよう。Aが貧困者、Bが富裕者ということになる。この分配の状況では、Aの限界効用 $M_A(Y)$ の方がBの限界効用 $M_B(Y)$ よりも高い。したがって、経済全体としての物的厚生は最大化されていない。総所得不変の下で、最大化が実現するのは、 $M_A(Y^*) = M_B(Y^*)$ となる所得分配点 $Y^*$ である。この分配が実現した際には、総厚生は、三角形ABCの面積分だけ増加することになる。ところで、先の議論によって、限界効用曲線はA、Bでほぼ同一と想定されるので、 $Y^*$ はほぼ均等な所得分配の点に対応する。この点は、BからAに対して $Y^* - Y$ に相当する額の所得の移転を行なうことで実現できる。

もっとも、この議論には重要な但し書きが必要である。所得の再分配によって社会的厚生を最大にする目的を達成できるのは、総所得が一定と仮定されているからである。むしろ

ん、どのような移転の方式（たとえば、所得税、相続税）を採用すれば、富裕者・貧困者双方の生産への誘因を損なわず総所得不変の仮定を維持できるかを問うこともできよう。しかし、通常は、富裕者の誘因の低下が起こればと考えられる。ただ同時に生ずる貧困者の所得の増加が、栄養の改善、健康の増進、児童の教育へ向かうことで生産性を十分高めることも考えられる。実際、この点を強調したのはピグーで、彼は、ネットとして総所得の増加する可能性を力説した。つまり、効率と公正とは両立可能だというわけである。（所得再分配の技術的側面については、第9章を参照のこと。）

以上のように、物的厚生学派は効用を欲求一般の充足から生活上必要な物資の充足という狭い範囲に限定することで、個人間の効用比較の可能性と個人間での効用関数の（近似的意味での）同一性を獲得し、功利主義の原理を操作的なものとする意図を達成した。むしろ、物的厚生に関心を集中したからといって、ミルの考えていたより高度の（精神的）喜びに関心を持たなかったのではない。むしろ、マーシャルがその著書「経済学原理」の冒頭で断ったように、物質的必要性の充足は、より高度な精神的能力の開拓にとって必須の前提条件と考えられたのである。

ミルにおいても、物的厚生学派においても、論理の重要なステップに、あらゆる経験を積んだ観察者の内省が出勤している。（注16）精神的な喜びが物質的喜びに優越すると、貧困者にとっての1円の方が、富裕者にとっての1円より価値が高い、云々である。元来、各人が自己の現存の位置・選好を離れて公平無私な観察者（impartial observer）を想定し、その内省的判断を想像して道徳的指示と受けとめる所に、人間の倫理的態度の本質があると考えるのである。しかしながら、この理想的な観察者がどのような内省的判断を示すか、各人が一致した見解を持たない事態も十分発生しうる。物的厚生学派が努めたのは、物質的な貧困ないし富裕という客観的に把握可能な事象に内省的判断の対象を限定することで、こうした困難の発生を最小化することであったといえる。

### 物的厚生学派に対する批判と今日の意義

1930年代に至り、ロビンズに代表される実証主義の運動とヒックス・サミュエルソンの序数的効用・顕示選好の理論に代表される行動主義的アプローチが、経済学の対象を再び欲求一般と稀少性一般の出会いにまで拡大すると同時に、倫理的規範・個人間の効用



比較・内省の方法を非科学的として拒否し、厚生経済学を完全に書きかえてしまったことは、周知の通りである。この結果、分配の「公正」は経済理論の正統な分析テーマからほぼ完全に外されてしまうことになった。(注17)

しかしながら、内省の方法が厳密な反証を許容しないからとはいえ、自然科学と同様な反証可能性を求めることはそもそも無理な以上、結局の所、反証といっても程度の問題であり、物的厚生学派の注意深く対象を限定した内省的判断を無意味として退けるのは適切でないと考えられる。実際、多くの国々で行なわれた所得の再分配、その他の福祉政策が、人々の栄養、体格の改善、疾病率、死亡率の低下、教育水準の上昇に効果のあったことは歴然とした事実であるといつてよい。ましてや、経済学の関心が他分野へ移動したからといって、物的厚生学派の経済学としての体系的・論理的な一貫性を失わせるものではないことは明白である。(注18) (実際、我々は第4章において物的厚生学派の経済学が国際間の不平等の問題の考察に対してもつ積極的意義を検討するであろう。)

#### 4. ロールズの公正原理

功利主義の批判を出発点としつつ、政治学、心理学、経済学の研究領域に深く踏み込みながら新たな公正の原理を開拓したのが、現代米国の哲学者、ジョン・ロールズである。彼の著書『正義の理論』（1971年）は、論理実証主義、言語分析哲学といった現代のきわめて抽象的な哲学思潮の中であって、実質論的・実践論的哲学の復活を高らかに宣言した画期的著作である。それは、広範な社会科学・道徳心理学の論考の上に政治的・実践的提言を行なうことを志向するイギリスの古典的経験主義哲学—ヒューム、アダム・スミス、ベンサム、J. S. ミルに代表される—の伝統を現代においてよみがえらせたといってもよい。

ロールズの著作はまた、それが執筆された時代—すなわち1960年代後半から70年代初めにかけて—のきわめて緊張した政治的状况を色濃く反映している。日本を含め西欧諸国では各国において、大学を中心に強力な反体制運動が湧き起ったのである。これらの運動は、現存の政治・社会体制が、民主主義の理念とは裏腹に、政治権力の集中と不公正な行使を許すとともに、人種間・男女間の差別および分配の不平等を許容し、助長しているのではないかと、体制の公正さに対し鋭い疑問を投げかけたのである。ロールズの仕事は、現存の体制の思想的基盤であるリベラリズムに対して根本的な反省を加えることで、先の運動に対して哲学者としての回答を与えたものだともいえる。

以下で紹介するように、ロールズの回答は、個人主義的リベラリズムを、それがよって立つべき公正の原理を明らかにすることで再定式化し、政治・社会制度の批判の視座としようというものである。このように究極的にリベラリズムを擁護するものであるが、それはきわめて平等主義的なりベラリズムであり、現存の制度を容認するものでは決してない。また、資本主義・社会主義という現実の経済所有体制上の差異を超越して妥当する批判的視座を志向したものだといえる。（注19）

#### 功利主義批判

ロールズの公正原理の内容を特徴づけるには、彼が議論の直接の出発点とした、ベンサム、ミル、シジウィックの功利主義に対する批判から見てゆくのがよい。これらの批判点の裏返しとして彼の議論が構成されているからである。ロールズの功利主義批判は、次の

三点に要約されよう。

第1に、何故、社会制度の究極の目標として最大幸福原理が選ばなければならないのか、その根拠が薄弱なこと。究極の目標の選択は、「公平無私な観察者」によって行なわれると想定されているが、この観察者自体は、公平無私である以外は白紙的存在であり、他の原理をすべて排除する必要はないのである。

第2に、すべての人がそれぞれ他のすべての人々に共感を持つ、すなわち利他的である、ことを仮定すれば、理想上の観察者に対しても、「公平無私」という属性以外に「慈悲深い」という属性を付与し、最大幸福原理の選択に到達することができる。しかしながら、先験的な利他主義にきわどく依存してしまうような公正の原理は、強固な基礎を有しているとは言い難い。公正の原理が真に必要なのは、各人が自己の価値の合理的実現に努めるとき、稀少な資源の制約下で不可避免的に生じてしまう対立を裁定しなければならないからである。その価値が当人にとってかけがえのないものである以上、第一義的重要性を持つのはその実現であって、他人ないし他人の持つ価値に対しては相互に関心を持たない（mutually disinterested）と想定するのが自然な出発点の筈である。

第3に、各個人の効用の和を最大にする規準というのは、公正な社会制度の選択の基準としては十分に練られたものとはいえない。ある事情を他に優先して考慮しなければならないということが必ずある筈であり、個人間の効用の代替可能性または同一個人内部における効用の諸源泉間の代替可能性という暗黙の仮定とは相容れないものである。（注20）具体例として、最大幸福原理に従うと全体としての効用和が大きくなるのであれば、どんなに小さな効用しか得られない個人が出て来てもよいということになるが、それではとても公正とはいえない。また、いかに効率的だからといって、基本的人権まで代償として制限する—たとえばかつての奴隷制組織、古今の軍事組織を考えてみたらよい—のも許されまい。優先権の順序を慎重に考慮する必要があるだろう。

### 社会契約とオリジナル・ポジションの概念

さて、上記1、2の困難を克服するための方法としてロールズが採用したものは、ホッブズ、ロック、ルソーに由来する社会契約の概念である。すなわち、社会成員各自の合理的行動の結果として、社会制度・組織を規定する基本的な公正の原理が全員の合意の下に

選択され、契約されるという考え方である。人々が選択を行ない契約を結ぶ場をロールズはオリジナル・ポジションと呼ぶ。（これは古典的契約論において市民社会的権利が相互に合意される場としての原始状態に対応する概念である。）ロールズが何をもって公正性（正義）の条件と考えるかはオリジナル・ポジションに課された制約によって表現されている。制約は三つの部分からなる。

### 1. 「平等な参加」

すべての人間（未だ誕生していない世代を含む）が、全く平等な資格で契約に参加すること。（注21）

### 2. 「知識の制約」

人々が知識として持つことを許されるのは、（a）天与の資源（後述の「自然的根本財」）、あるいは価値観と人生の目標が異なる人々が存在するという事実、（b）自然科学、社会科学上の一般的知識に限られ、自己が誰になるのか（いかなる天与の資源を保有し、どのような人生の目標を持つのか）は、全く無知のベールに包まれてわからない。

### 3. 「動機の制約」

人々は、やがて自分がどの特定の個人になるかにかかわらず最小限必要となると合理的に予見される財—これを「社会的根本財」と呼び、自由、機会、地位、所得と富などが含まれる—を可能なかぎり多く獲得したいという選好を持つ。

このうち、1. および2. は、前節で導入した「公平無私な理想的観察者」の観念と同一の効果を生み出す。すなわち人々の道徳的判断を人々の置かれた特定の境遇、人々が持つ特定の価値や目標から独立なものとする働きをするわけである。（注22）3. は2. により同一の無知のベールの下に置かれた諸個人が、その動機となる選好においても同一であることを規定している。全成員の合意（全員一致）を要求する社会契約論的接近をとる以上、全員が同一の基本財セットを需要することが肝要な前提条件となる。3. の想定は、また、理想的観察者の慈悲深さという追加的想定に対応するものである。しかしながら、そこで仮定された利他主義とは異なり、各人の動機は社会的資源（広義）の一定の制約の下で、結果的に相互に対抗的なものとなる。先に述べたように、ここに契約論的方法の最大の特徴が表現されている。

オリジナル・ポジションは、きわめて仮説的な状況である。したがって、そこに集う人

々によって何らかの公正の原理が合意されたとしても、現実の状況に引き戻された各人がそのままその原理を受容するとは限らない、という疑問が湧くかもしれない。しかしながら、そもそも人間が何が公正（正義）であるかを判断する道徳的能力（あるいは「正義の感覚」）を持つということを根本的な前提とする限り、その能力が実際に開示されていく精神的過程をオリジナル・ポジションがよく図式的に表現したものと理解することができる。そしてこのような理解に立てば、上記のような心配は当たらないといえる。

ところで、この道徳的能力あるいは正義の感覚とは何であろうか？ これは人々の倫理感のベースの問題である。功利主義の場合は、共感に基づく社会的厚生を最大化という目的（目標）をすべての人々が受け容れるという所に人々の倫理感の最深部が求められた。

（それゆえ、目的論（teleology）といわれる所以である。）その倫理感が、（ロールズのオリジナル・ポジションと同等の役割を果たす）理想的観察者を招聘させたのである。ロールズの場合、人々の倫理感のベースは、目的にはない。また、超越者の価値を義務として受容すること—いわゆる義務論—にあるのでもない。それは、人間各人どのような天分を持つと、どのような社会的地位にあらうとに拘わらず社会によって全く公平に関心を持たれ、尊敬される自然的権利を有するという点に求められよう。（注23）オリジナル・ポジションは、「公平な関心と尊敬」の権利をきわめて自然な形で体化した場といえるのである。

## 基本財の概念

オリジナル・ポジションとならんでロールズの方法の主要な構成要素をなすのが、基本財の概念である。これは、人間にとっての「必要」を功利主義的な「効用」の概念から離れて、より直接的な形で規定しようとする試みにほかならない。それは、前節後半で触れた物的厚生学派の「必要財」の概念ともアプローチにおいて親近性が高い。

ロールズの議論の出発点となるのは、公正な社会の維持を図りつつ、自己の価値の実現に向けて努力する理想的な人間である。この人間は、何が公正であるかその原則を理解し、積極的にそれを実践してゆく能力と意欲を持つとともに、何が自己の人生の目標（善）であるかを考え、必要とあらば改訂し、合理的にそれを追求してゆく能力と意欲を持った存在である。ロールズは、これを「道徳的人間」と呼ぶ。この道徳的人間にとって必要な糧となるのが、「基本財」と呼ばれるものである。

基本財は、生命や健康・知性・想像力といった社会体制の選択から影響を受けることはあっても直接に決定される度合の小さい「自然的基本財」と、その度合の大きい「社会的  
基本財」に分割される。後者の内容には、次のようなものが含まれる。（注24）

- (i) 思想・良心・言論の自由を含む人間の基本的自由。
- (ii) 開かれた機会と移動・職業選択の自由。
- (iii) 職務に付随する権能と責任ある地位。
- (iv) 所得と富。
- (v) 自己に対する尊敬（自尊）の社会的ベース。

先に定義した意味での道徳的人間にとって (i) 及び (ii) の自由が必要<sup>て</sup>あることは改めて論ずる迄もないだろう。(ii) の開かれた機会と (iv) は道徳的人間を社会的・経済的に支援する「最大限に伸縮的」な財である。(iii) は、人間の自己統率と社会的任務に表現の範囲を与える。(v) は、自尊の念が、道徳的人間としての自己をより強固なものとし、自信と一層の努力を生じさせる原動力になるという立場から主張されている（後に再述）。

社会的  
基本財の概念は、ロールズの方法論上、道徳的人間の社会—ロールズの「秩序のとれた社会」に先立つオリジナル・ポジションにおいて導入され、人々が公正の原理を選択し合意する際の基本的な動機を与えるものとして位置づけられている。すなわち、「将

的に予見されているものとみなすのである。しかし、逆に言えば、基本財の内容は、無知のベールのテストに耐え得る一つまり個々人が将来持つことになる特定の境遇や価値の如何にかかわらず、共通に必要とされるという性質を満たす一ものでなければならない。したがって、その規定に際しても、人間の心理や生活の条件・技術、そして人間を取巻く自然的・社会的環境にかんするもっとも一般的な知識だけが参照を許されることになる。そこで、次のような二律背反が生まれてしまう。すなわち、基本財の内容を充分特定化すると、公正の原理そのものは潜在的に内容豊かなものとなる反面、無知のベールのテストに耐ええず、社会的合意をみないままに終わる可能性が高まり、逆に、その規定をごく一般的なものに止めると、社会的合意は得られ易いが、逆に結果として得られた公正の原理は内容空疎なものとなってしまう。手近な一例として、食物の場合をとると、栄養の必要というごく抽象的な形で規定すれば、社会的合意を得る上では問題は少ないが、グルメーの食事も「栄養学的に適格でバランスの取れた最小予算の食事」も区別できないことになる。逆に、一旦食事の内容まで踏みこんで規定しようとする、人々の持つ趣向の差異や宗教上の禁忌の問題を避けて通れない。このように、基本財の内容規定は、先の二つの要請とともに満足する限界のものを求めるという、最初からきわめて重い負荷を背負った作業となるのである。

基本財の概念には、もう一つの問題もある。量的側面の問題である。基本財として選ばれた財は、多ければ多い程好ましいのであろうか。ロールズ自身は、人々がそのような嗜好を共通に持って、オリジナル・ポジションに参加すると想定している。（前出制約3.）（むろん、人々は同時に、一般的知識として、限りない基本財の充足は社会全体としての資源の制約から不可能なこと、そしてそれゆえに公正の原理が必要なことを自覚している。）仮に多過ぎても無害であるし、場合によっては後で辞退しても良いわけだから、そうした想定は合理的な個人の前提と矛盾しないというのが、その根拠である。しかしながら、この想定に立つと、個人個人にとって適度な基本財の水準があるとする立場をあらかじめ排除してしまうことになる。さらにもう一点、基本財はすべて各人によって私的に保有されとの想定をロールズはとっているが、一部の基本財については、社会的な共有が望ましいとする価値をやはり予め排除してしまう。

これらの論点は、ロールズ自身の提出した基本財のリストの中で、とりわけ経済学と関連の深い (iv) の所得と富について問題となる。むろん、ここでの所得と富の概念は、単に物質的な富裕の代名詞ではなく、道徳的人間が自己の価値の実現を図ってゆく上で必要となる物的手段に対する (法的) 支配力のフローとストックを表わすという形で、高次の精神性を付与されたものとなっている。にもかかわらず、それが直ちに富の私有に対する選好を導くものかどうか、また常により大きな富に対する選好を導くものか、疑問であろう。(注24) 実際、我々は歴史的あるいは共時的事実として、富の共有と適度の富に対する価値概念がその社会特有の公正の観念を体化する形できわめて長い時代と地域にわたって存在した (そして今なお存在する) ことを、カール・ポランニら経済人類学者から学んだ通りである (注26) し、また現代における社会主義国家建設のしばしば苦渋に充ちた歴史過程は、元来、富の私有が歴史的にもたらしたさまざまな弊害に対する反省をその出発点としている。このことは、もともと特定の歴史的段階や特定の価値概念から独立なものとして構成されたオリジナル・ポジションの概念に抵触することを意味している。言い換えれば、ロールズの掲げた基本財のリストの少なくとも一部は、先に述べた無知のベールのテストをパスしないのである。ここに、ロールズの議論が、しばしばロールズ自身の意図に反してリベラル民主主義という特定の思想体系の理論的基礎を与えるものでしかないという評価がなされる最大の理由もある。このように、ロールズの基本財概念の規定には、いくつか重要な問題点が残っていることを確認しておかなければならない。



## ロールズの公正原理

以上の設定の下で、ロールズは次に述べる二つの公正の原理が各人によって合理的に選択され、社会的合意をみると論じた。

### 第1原理（自由の優位）

各人は、他人の同様な自由と両立する限りで、もっとも広範な基本的自由に対する平等な権利を有する。

### 第2原理（格差原理）

社会的・経済的不平等が許容されるとしても、それは（a）もっとも不遇な人々の利益を最大限高めるものであり、かつ（b）公正な機会均等の条件の下ですべての人々にかかっている職務や地位に付随するものである限りにおいてである。

オリジナル・ポジションに集う個人は、もっとも根本的なレベルにおいて、政治・経済・社会制度のよってたつべき原則を選択し、全成員一致の下に合意するのである。人々がもっとも一般的な観念として選択する原則は、「すべての社会的基本財—自由と機会、所得と富、そして自己に対する尊敬のベース—は、これらの財の一部またはすべての分配における不平等がもっとも不遇な人々の利益を高めるのに貢献しない限り、平等に分配されなければならない」（「一般化された格差原理」）というものになると論じられる。この一般的見解の下にさらに社会的基本財間の秤量と優位の考慮が払われて、上述の二つの原理への特定化が実現すると見なされるのである。

第1の原理は、社会的基本財の中でも人間の基本的権利および自由（先のリスト（i））に関する部分については、社会全体としての物的厚生がある最低限のレベル以上を越える限り、他の経済的・社会的基本財に先立って考慮されなければならないことを意味する。この優位関係を、ロールズは「辞書的順序」の形で表現する。つまり、人々は平等な政治的自由の確保をより重要なものと考え、他の経済的・社会的利益とはトレード・オフの関係に置くことを許さないというわけである。したがって、いかに経済的に効率的な体系といえども、ひとたび平等な政治的権利と抵触する限り、採用されないことになる。

社会的・経済的財の分配、すなわち個人個人がどのような職務と地位につき、どのような力と責任を行使するのか、どれだけの所得と富を獲得するのかについては、まず「公正な機会均等」が保証されなければならないことを確認した上で、なお残る不公正の要因を

補正するものとして格差原理が導入されるのである。ここで要請される公正な機会均等とは、既に第2節において説明したように、同一の能力を持って生まれながら、性別・人種、あるいは両親の社会的・経済的地位、その他の家庭環境の相違といった社会的偶然により、一生の展望に差異が生ずることがないように、とりわけ直接・間接を問わず職務の機会に差異が生まれないよう制度的に保証することを意味している。職務の機会が制限されるということは、単にその職務がもたらす経済的ないし社会的報酬（機能）の獲得が制限されるだけに止まらない。「社会的義務の献身的で熟達した遂行により自己を実現する精神的体験」の獲得も同時に制限されるのである。このように、ロールズにおいては、職務という基本財の分配は、常にその精神的含意—後述の自尊というより根本的な基本財—とセットで考慮されていることに留意しなければならない。この点で、先に紹介したマルクスの思想とも共通するものがあるといえよう。

さて、公正な機会均等がたとえ達成されたとしても、それは天賦の能力が与えられた条件の下での機会均等でしかない。しかし、天賦の才能があるか否は、自然的偶然のなせる業であり、社会的偶然の場合と同様、不平等を許容する正当な理由とはなり得ない。機会均等の下で不可避免的に生じてしまう能力主義（Meritocracy）的バイアスを除去することに、「格差原理」の重要な役割がある。すなわち、高い天賦の才能を持った人々は、その事実だけでより高い地位や所得を獲得する権利を持つということにはならない。むしろ、天賦の能力は、これをあたかも社会的に共有するが如く、その恩恵を広く社会全体で分かちあおうというのが、格差原理の意味である。そこで、職務や地位、所得や富といった社会的・経済的基本財の分配は、（i）各個人の持って生まれた能力からは独立となるように、（ii）また分配上もっとも不利な境遇に置かれた人々の分配分を最大にするよう決定されなければならない、という内容を持つことになるのである。この（ii）の要件のゆえに、この原理はしばしばマクシミン（maximin）の原理と呼ばれている。より实际的にこの原理が持つ含意は、次の二つである。第1に、もしも地位や所得・富を分配する様式をどのように設定しても、分配総額（社会的パイの大きさ）が余り変わらず、もっとも不遇な人々の分配分を引き上げることができないような世界である場合には、社会的地位、所得・富の差異のない完全に平等な社会が指向されなければならない。第2に、しかしもし分配の様式を変更することで、もっとも不遇な人の分配分を高めることができるならば、

そのような様式は是認される。これは言い換えると、効率性の基準と両立することを意味している。（もっとも、自由の優位と公正な機会均等が充たされる限りである。）ロールズは、いかなる社会構造も「緊密に編みこまれた」性質（close knittedness）を保有しており、その結果、ある範囲にわたっては第2の含意が妥当するとの判断を示している。ここで「緊密に編みこまれた」性質とは、次のようにして定義される仮定である。

「有利な地位にある者の経済的・社会的展望（期待取分）を高めるにしたがい、最も不利な位置にある者の状態は止まることなく改善される。少なくともある点までは、前者の取分のどのような上昇も、後者の利益と合致するのである。何故なら、期待取分の上昇は、有利な位置にあるものの訓練の諸費用を賄い、よりよい職務の行使を助けることで、社会全般にとって利益を増進させると考えられるからである。（p. 158）」

この仮定が、現実の制度設計にあたりどれほど実際に充たされるかは、経済学者による実証的検討を待たなければならない。

#### ロールズの格差原理に対する批判

以上概説したように、ロールズの公正原理は、政治的自由、そして公正な機会均等に順に優位を認めるとともに、社会的・経済的財の分配には自然的偶然の作用を中和する平等主義を主張する位階構造を成している。最初に断ったように、ロールズのオリジナル・ポジションに集う人々は、公正な社会制度を選択するのであり、通常、経済学で行なう議論、すなわち基本的な制度は所与として異なる社会の状態を比較して望ましい状態を選択する問題とは性格を異にしている。ロールズが分配の公正は手続き的正義の問題としてのみ適切に論ずることができる一つまり公正な器を設ければ、その中で起こる状態はみな公正な分配と見なせる一と強調したのも、こうした問題の定式化と対応するものである。それでは、ロールズの原理をみたま社会制度とは、およそどのようなものとなるのだろうか？

ロールズ自身が述べる所を引用しよう。

「いま法や政府の有効な作用によって、市場の競争、資源の完全雇用、そして（とりわけ生産資源の私有が許容される場合には）適切な租税その他の手段による財産や富の広範な分布が維持されるとともに、適度な社会的ミニマムが確保されるものと想定し

てみよう。さらに、すべての人に開かれた教育によって公正な機会均等が保証され、その他の平等な自由もまた確保されているものとしよう。そうなれば、結果的に得られる所得分配や〔人生の〕展望のパターンは格差原理を充足する傾向を持つとってよいであろう。――この制度の複合体の中では、恵まれた者の持つ有利さは、もっとも恵まれない者の状態を改善するように作用する。もしそうでない時には、たとえば社会的ミニマムの水準を適切に設定するよう調整することで、事態を改善することができる。(p 87) 」

ここに、「社会的ミニマム」の語が二度登場するが、確かにこの概念に倫理的基礎を与える所に、ロールズの格差原理の主要な実際の役割があるといってよい。功利主義倫理の下では、社会的ミニマムという概念は生じ得なかったのである。しかし、問題はなお残る。それはこの社会的ミニマムをどのような内容を持つものとして、またどのような水準に決定したら良いのか、何ら触れていないからである。(とりわけ、職務に付随する権限と責任のような社会財についてのミニマムは、所得の水準とははるかに比べようもない程、複雑な問題となろう。) もしも、何らかの社会的ミニマムの達成のみを重視するのであれば、「格差原理」より遙かに弱い「社会保険の原理」――ある一定水準以下に取分が落ちてしまうという災禍の発生した場合のみ社会的に救済する――で十分な筈である。要するに、格差原理を文字通り充足させるためには、社会的ミニマムの水準を決定する具体的方式をも明らかにしなければならない。そしてそのためには、純粋な手続き的公正のレベルを踏み越えて、与えられた制度の下で生じうる異なる分配の結果(社会の状態)についても比較・秤量しなければならないであろう。究極的な社会制度の選択は、そうした考察をベースにして始めて可能となるであろう。この場合、マクシミン規準が社会状態を評価する独立の基準として機能することになる。このように考える際には、政治的自由、公正な機会均等の条件の優位を除けば、「効用」の総和を最大にするという功利主義の規準と同一の土俵に立つことになるのである。(同一の制度の下で、功利主義の基準とマクシミンの基準とがどのような違いを生み出すか等を分析するのは、むしろ経済学の職域であり、我々も後章で所得再分配など具体的問題を取り上げて論じよう。)

以上は、ロールズの格差原理の解釈に対するコメントである。格差原理自体については、哲学者、経済学者の中で、次のような批判が行なわれてきた。三つの点について簡単に検

討しよう。第1点は、格差原理が人々によって選択される根拠についてである。ロールズは、無知のベールに直面する人間は、自身がもっとも不利な状況に置かれる可能性を考慮して、きわめて保守的に行動するものと想定した。すなわち、社会的・経済的基本財の取分の指数を  $w_i$  ( $i$  は個人  $1, 2, \dots, n$ ) とする時、その  $i$  にかんする最小値  $\min w_i$  を最大にするような制度の選択を行なうというものである。ここで、人々にそれぞれの  $i$  に関する  $w_i$  の情報を与えるのは、オリジナル・ポジションに許された一般的知識である。こうして、マクシミン原理を演繹したわけであるが、もしも人々がそれぞれ誰に帰着するかわからないことに対して、 $1/n$  の事前確率を付与するとすれば、人々の導出する規準は、基本財の指数を「効用」と見なしたとき、期待効用の最大化であり、これは、(平均的) 功利主義と一致するという疑問が提出された。この議論は実はウィクレイ、ハーサンニらの経済学者により以前より功利主義の契約論的基礎づけとして提出されていたものである。

(注27) リスク回避の程度を効用関数の中に取り込む(フォン・ノイマン-モルゲンシュテルンの効用関数) 彼等の枠組を用いると、マクシミン規準は、各人のリスク回避度が無限大の極限的ケースに帰着するということがわかる。(注28) このような解釈の下では、人々のリスク回避の程度を限りなく大きくする事情は、一体どこにあるのか、ということになる。こうした議論に対しては、アロウによるロールズの弁護が有効であろう。第1に、ここで人々の選択の対象となっているのは、各人の一生を左右する重大な問題であり、もともと経済学における期待効用仮説が想定するような、富の増減のみが問題となる状況とは、リスクの性質が異なることが考えられよう。第2に、そもそも無知のベールが支配する状況に対して、 $1/n$  の事前確率が付与できるか否かは、確率論の中でも論争の続く問題であり、自明ではないのである。

第2の批判点は、多くの人々によって指摘された点である。マクシミンの規準は、最も不利な人の厚生にすべての関心が集中するため、たとえば、その水準をごくわずか高めるために、他の人々が大きな犠牲をこうむることも発生しうる。また全く逆に、最も不利な人の厚生をわずか高めることで他の人の取分が大きく上昇する(その結果として格差が拡大する) ことが正当化されるという、パラドキシカルな結果も発生しうる。こうした事態は、われわれの倫理的直観と相容れない、というものである。センは、この議論を一般化して、次のように述べる。一体、マクシミン規準には、ある人の利益と他の人の不利益を

比較秤量するという視点が全く存在しない。これとは逆に、功利主義の場合には個人間の利益・損失の比較秤量に関心が集中し、人々の厚生レベル自体には関心が寄せられない。こうした指摘を出発点として、センは以上二つの視点を総合するような倫理的公準の探究へ志向している。（その詳細は、第9章を参照。）

第3の批判点は、社会的・経済的基本財の指数（先に  $w_i$  という記法を用いた）をどのように形成するか、ロールズの議論が充分でないことに向けられている。ロールズ自身は、職務上の地位、権能などの社会財は、所得と「相関を持つ」として、所得で代表できるものと仮定している。しかし、これでは確かに十分な検討とはいえない。この点は、一見きわめて形式的なように見えるが、実はそうではない。指数作成にあたりかりに「社会財」・「経済財」として2つの財に集計が可能であったとしても、なおこれらの財を相互に代替的な関係にあるものとして認定する——従って、社会財の減少は、経済財の増加で補償されるものとする——か、それとも相互に補完的な関係にあるものとして認定する——従って双方ともに増加してはじめて、基本財指数は上昇する——かで社会制度の設計は大いに異なってくる筈である。（注29） 現実の社会（資本主義、社会主義を問わず）において、上記二つの財の分配が正の相関を持っているとしても、その事実をもって、倫理的評価に置きかえることはできない筈である。しかし、ロールズの立場は、明らかに両者を補完的と見なすことで指数を作成しようとするものであることが次項の検討からも理解できよう。いずれにせよ、指数問題の解決は、既に触れた基本財の内容をどう特定化するかの問題と並んで、重要な課題として残されている。

### 基本財としての自尊

ロールズの議論のしめくりとして、彼が社会的基本財の一つ、しかももっとも重要な基本財として挙げた、「自尊」（self-respect）の概念に触れておかなければならない。

ロールズの言う自尊とは、自己が持つ価値とその価値を体現したライフ・プラン（むしろ将来改訂の用意・余裕を含めた）に対する自信と、自己の力量の範囲で自己の意図を実現してゆく能力に対する自信を重ね合わせたものとして定義されている。自己のライフ・プランに対する自信を支えるのは、第1に、後述する、人間にとってもっとも基本的な欲求心性—ロールズはこれを「アリストテレスの原理」と呼んでギリシアの先人に帰してい

る一に照して合理的であること、第2に、自分自身および自己の行為が、自身が敬意を払う人々によって評価され、認められることである。したがって、自尊の念は孤高の観念ではなく、社会的な観念でもある。

それでは、ここで想定された人間の基本的欲求心性—幸福の源泉とも言い換えうる—とは何であろうか？ それは、「他の事情が同一ならば、人間は生来の能力あるいは努力と鍛練によって得た能力を最大限発揮、行使することを喜ぶ。この喜びは、その能力が高く達成されればされるほど、そしてまたその能力を発揮する活動がより複雑なものであればある程大きい」（注30）という想定である。ロールズは、この心理的仮定を、オリジナル・ポジションにおいて人々が参照する一般的知識ないし公理の一部として導入している。活動が複雑であれば複雑なほど喜びも大きいとする根拠は明らかであろう。複雑な活動ほど多様で新鮮な経験が可能であり、また新たな創造や発見の余地も残され、個性的な表現も許容されるからである。複雑で巧妙な才能を発揮する活動は、かくして自身のみならず、周囲の人々からも評価を受けることになる。このように考えると、自尊の念は人々の従事する職務の内容、権能と責任といった社会財の分配ととくに深く関わるのがわかる。

（人間の労働過程の具体的編成との関連については、第6章を参照のこと）

社会生活の中で自尊の念が持つもっとも重要な効果は、それが他人の持つ価値を認め、その人の行動を評価する、つまり他人を尊敬する余裕を人々の中に生み出すことである。それぞれの人の自尊の念は、社会的に互酬（reciprocity）の関係を生み出すのである。ロールズは、まさにこの点に社会的共感と協同の契機を求める。前述の如く、オリジナル・ポジションに集う人間は利己的である。利他主義、博愛主義といった人間の間直接的な共感はあらかじめ排除されている。この想定は、元来、公正の規準が必要となる個人間で対立のある状況を明確に設定するという方法論上の戦略的要請に基づいて設けられたものであるが、実はもっと積極的に、人々間の真の共感、個人個人それぞれが自尊の念を持って始めて可能である、と述べてもよかったのである。自尊の念に支えられた「道徳的人間」の社会的連合体、ここにロールズの理想郷—「秩序のとれた社会」が存在する。

ここに古典的な功利主義的接近と大きな相違のあることが明らかとなる。やや誇張していえば、先験的な社会的共感が平等主義的傾向を生み出すのではなく、平等主義的な社会制度の選択が社会的共感を生み出すのである。このような新しい見解と論理を持って我

々が公正の問題を根本的に再検討する契機を与えてくれた所に、ロールズの理論の最大の意義があるといえよう。

## 5. 要約と結論

本章で、われわれは分配の公正にかんする基礎的な概念を論じた。伝統的な提案である、貢献、必要、あるいは努力にもとづく分配といった公正規準に触れたのち、これらの規準の対立を調停するより高次の倫理的思考として、功利主義ならびにロールズの公正原理を論じた。

功利主義的倫理の経済学的含意は、マーシャル、ピグーら（われわれはその経済学を「物的厚生学派」と呼んだ）によって、基本の「効用」概念を欲求一般の充足（ないし快樂一般の追求）から生活上必要な物資（material needs）の充足という狭い範囲に限定することで、考察された。そのような限定は、個人間の効用を客観的に比較可能なものとするだけでなく、さらに進んでほぼ同一なものとして想定する根拠を与えたのである。平等主義がここから帰結する。功利主義が究極の目標とする最大多数の最大幸福の原理は、各人の限界効用が同等となることを要求するが、効用関数が同一である状況では、その条件の達成は再分配を通ずる所得の均等化によってのみ達成されるからである。物的厚生学派は、むろん所得の再分配が人々の努力への誘因を阻害する傾向を持つことに盲目であったわけではない。むしろ、再分配が持つグローバルな効果—すなわち、貧困者の所得の増加が、栄養の改善、健康の増進、児童の教育等の支出へ向かうことで労働生産性を高める効果—が誘因阻害効果を陵駕する可能性を強調して、公正と効率の追求が両立しうることを主張したのである。

他方、ロールズの公正原理の基礎には、人間はどのような境遇を持って生まれるかにかかわらず、社会から全く平等に関心を持たれ尊敬される自然の権利を有しているという思想が存在する。この前提が、人々をしてオリジナル・ポジションという仮説的状况を社会的選択の場として想定させるとともに、そこでの選択結果を現実の社会においても適用されるべき倫理的制約として受容させるのである。ロールズは、公正の問題が生ずるのは、社会的基本財の分配をめぐる個人間に不可避的に対立が生ずるためだと捉えた上で、オリジナル・ポジションにおける各人の合理的行動として、政治的自由と公正な機会均等の



優位の原理および経済的・社会的基礎財の分配にかんする格差原理が選択されると論じた。格差原理は、最も不利な境遇に置かれた者の利益を増大させる限りで効率性の追求と不平等の発生を認める立場だといえる。ロールズ自身は社会が一定の範囲で「緊密に編み込まれた」と彼が呼ぶ性質—有利な人の取分を高めれば、不利な人の取分も上昇する—を保有しているため、効率性の追求と平等化の要請がほどよく調和するとの判断を示したが、この性質がどのようなメカニズムを通して、どれ程強く働くものか、詳細な経済学的分析を経ない限り、ロールズの判断に先験的な支持を与えることはできない。

ロールズの社会的基礎財は、人々がどのような境遇に置かれようと、またどのような価値を持とうと共通に必要となると予見される財として定義されている。物的厚生学派における「生活に必要な物資」と同じく、「必要」の側から公正の考察対象範囲に接近したものである。むしろそれは、「生活に必要な物資」を含むが、それに限られず、それ以外の経済財一般（所得と富）、および政治的自由と基本的人権、機会、さらに職務上の権能や責任ある地位といった「社会財」をも包含するより包括的なものである。とりわけ、人々の就く職務に付随する権能や責任も、所得や富と同様、格差原理に服するものとして論じられている。このことは、人間の生産的、社会的活動の場としての組織をいかに編制するか、個々の労働過程をいかに豊かなものとするか、という問題を我々に投げかけるのである。活動の豊かさと社会的責任の増加は、人々の自尊の念の重要なベースとなると考えられる。自尊の念は、人々の一層の努力の原動力となると同時に、人々の中の社会的共感の源泉となると期待されるのである。

最後に、ロールズの社会的基礎財の概念については、その内容の範囲と具体的特定化、構成要素間の相対的価値評価（これは集計的な指標の作成に重要である）、私有・共有の範囲等、重要な問題が未だ未解決な問題としていくつも残っていることを我々を見た。しかしながら、この限界は、直ちに我々をカントに代表される純粋道義論の世界へ導き戻すものではない。また欲求一般を包摂する純粋に快樂主義的効用概念の世界—純粋な目的論の世界—へ引き戻すものでない。ましてや、我々をアロウ以来の純粋に形式的な価値集計手順の探究に立帰らせるものでもない。我々は、先人達から受け継いだ知恵として、道義論的倫理学が純粋さに徹すれば徹するほど、実質的な内容と具体的な人間の生活への手引きを失ってしまうこと、また目的論的倫理学が、個人固有の目的および価値を尊重すれば

するほど、公正の問題を扱う上で不可欠な個人間の効用の比較・秤量を不可能なものとしてしまうこと、逆に、個人の価値にかんする情報を全く抜きにして形式論理のみで、いくら社会選択のための集計手順を求めようとしても、不毛な結果に終わることを知っている。

(注3 1) 否、むしろこの未解決な問題をわれわれ経済学を学ぶ者にとって重要な知的挑戦として受けとめる所に、分配の公正の概念をさらに実質化・具体化させる契機が存在するのだと思われる。

## 脚注

1」 両者は密接な関係とはいえ、時代とともにその関係は次第に緊張をはらむものへ変質を遂げている。アダム・スミスにおいては、両者は渾然としているが、ミルに至ると、科学 (Science) としての経済学と実践技術 (art) としての経済学の区別が意識されている。このような事情の経済学史的跡づけにかんしては、Hutchison (1964) 第1章を参照。

2」 市場の不完全性のもたらす問題は、本章の考察の対象外である。第5、6章を参照のこと。

3」 生産要素 (資源) 自体は同質的であっても、資源の需要主体が異質的である場合 (例えば、生産物需要または供給の不確実性にさらされる程度の相違)、同一の生産要素も異質な需要主体を反映して (丁度その差異を相殺するべく) 異なる価格がつけられ、異なる所得が発生する。これは補償的差異 (または平等化差異) の原理と呼ばれる。資源需要主体側の条件を反映した限界生産力の原理に対し、補償的差異の原理は資源供給主体側の条件を反映したものである。市場均衡においては両者が相まって所得の差異を説明することになる。しかしこのより複雑な場合にも、限界生産力の原理がそれぞれの資源需要主体ごとに成立し続けることには変わりなく、以下の議論はそのまま妥当する。補償的差異の原理のより詳細な検討は第5章を参照のこと。

4」 ミルトン・フリードマン (1962) を参照のこと。自由主義のより根底の哲学的基礎については、ハイエク (1960) を参照のこと。

5」 以下の議論を明示的に述べたものとしては、フランク・ナイト (1923) が有名である。稲田 (1977) pp170-175 にも同様の主旨の主張がある。

6」 これら3つの要因を全て公正なものとして認めようという立場が、ノジックの (歴史的) 資格 (entitlement) 原理である。Nozick (1974)。これは分配の公正を巡る議論で最右翼の立場に位置する。

7」 機会の平等にかんする優れた討議としては、Okun (1975) 第2章を参照のこと。

8」 この第一の点に関連して、必要を相対的なものとして捉え、各人が自己の効用関数で他人の財・サービスの消費を評価して羨ましく思う (envious) ことがなければ、そして全ての人についてそのような状態 (すなわち、no envy の状態) が実現された状況をも

って公正だと判定しようという提案も存在する。Varian〔1974, 1975〕。(また、この規準が生産を含む体系では、必ずしも効率性の基準と両立しないこと—生産の効率のためには、より能力の高い人に高い所得を与えてより多く働く誘因を与えることが合理的だが、もしも能力の相対的に低い人の余暇に対する選好が希薄な場合には、後者が前者を羨む状況が発生してしまう—については、Pagner-Schmeidler〔1974, 1976〕を参照。)しかしながら、この提案には首肯できないいくつかの理由が存在する。第一に各人の個人的欲求(選好)に絶対的な拒否権が付与されていること。よく指摘されるように、一人でも反社会的な個人的選好を持つ場合には、社会的合意は望みえない。第二に、より基本的な点であるが、そもそも人々が最初から他人に対して羨望を持つことを基本的前提として、公正の問題を考えるのは適切でないと考える。(この批判は、古典的功利主義が利他主義を基本的前提としていることに対するロールズの批判(後述17p)の丁度裏返しをなしている。)合理的な個人が実現を図るのは、自己の価値であって、各人それぞれの価値の実現の過程で生じてしまう個人間の対立を社会が適切に調停できない場合に、人々は不公正を意識し、その結果、他人に対して羨望の念を持つと理解すべきであろう。つまり、羨望の念は、結果的に生ずるものであって、最初から存在するものではないと考えられるのである。

9) この立場をもっとも明確に表明したのは、Knight〔1923; 1935: p 54—58〕である。ミルも、人々が「程々の独立性を達成するのに必要な以上の富を贈与や相続によって獲得するのを制限し」天分の差等、自然的偶然にもとづく不平等を経済的に緩和するようなシステムを設けることで、個人間の多様性はその完全な表現と正当な評価を受けると論じている。(Mill〔1848; Book IV, Chapter VI, pp 48—9〕)この立場は、ナイトの立場に近いといえよう。ミルの思想は、トーニイ、ティトマス、さらには後述のロールズにも大いに影響を与えている。Tawney〔1920, 第5章〕, Tawney〔1952; pp 48—9〕, Titmuss〔1952〕を参照のこと。

10) Hayek〔1960; pp 92—100〕を参照のこと。

11) Friedman〔1962, pp 92—100〕を参照のこと。

12) これは、ロールズの指摘である。(Rawls〔1971, p 312〕)。以上の三点に加えて、「努力に応じた分配」の規準には、不確実性を積極的に引き受ける誘因—とり

わけ、発明、研究への資源・努力の投入一を阻害する効果があるとハイエクは指摘している。(Hayek [1960, pp. 95-6])。いま、発明を意図して努力を傾注した何人かの人達の中で、ある一人が幸運にも成功裏に目的を達成した場合を想定してみよう。この基準の下では、成功した人は、同様に努力したが不成功に終わってしまった人達とも均等にその成果を分かち合わなければならないことになる。このような制度の下では、そもそも最初から努力の投入は行なわれないのではないか？ しかも、既に本文第一点として指摘したように、「同様に努力した」ということを誰が判定するのか、という問題もさらに存在するのである。これがハイエクの主張である。現実にも多くの国で、一定期間ではあるが、成功者へ成果の独占を認める特許制度が設けられている。しかしながら、この特許制度に対して、本当に経済的成果の完全な独占を認める必要があるのか、という疑問は、特許制度の導入時点から存在したし、現在も残る。たとえば、18世紀中葉、ロンドンに誕生した「芸術・工業・商業奨励協会 (The Society for the Encouragement of Art, Manufactures and Commerce)」は、発明に対しては、市場価値に付加される若干の金銭的プレミアムと、その貢献を表彰するメダルの供与を行なったが、このような名目的表彰を行なうことで充分人々の研究意欲を奨励できると考えたわけで、実際同種の協会が欧州、米国 (ベンジャミン・フランクリンの功績である) でも次々と誕生した。この背後にある考え方は、人間には、他人の仕事、業績を凌ごうとする自発的、本来的な性向 (エミュレーションの性向) が存在するというものである。Hindle [1981, pp 14-23]。むろん、研究・開発に要する投資コストの規模の点で現代は18世紀と大いに異なる側面の存在することは認めなければならないが、ハイエクの主張を容易に受容できないことが、以上の叙述から理解できよう。

13」この点は、功利主義の快樂主義的側面を強く批判したカーライル (Thomas Carlyle) に対する弁護の意味をこめて主張されている。

14」これと対峙する欲求一般を表す概念が、パレートの *Ophelimité* であり、現代の経済理論で用いる効用概念は後者の方である。ミル自身も、広い効用概念を採用しており、物的厚生に限ることについては、明示的に反対している。Mill, *Utilitarianism*, p. 8. なお、物的厚生学派の意義を現代において再確認したものとして、Cooter and Rappoport [1984] を参照のこと。本項の議論は、彼らに多くを負っている。

15」この図解はSen〔1973, p. 17〕による。しかし、センにおいては、効用は、欲求一般を指すものと想定されているため、ここでの解釈とは異なった解釈が生じうる。たとえば、もし個人Aが、肉体的なハンディを負っており、そのために同一の所得から得られる効用が、Bに比して小さいとしよう。この時Aの限界効用曲線は下方にシフトすることになり、社会的効用和を最大にする所得分配は、ハンディを負うAに厚くするのとまさに逆に、Bにより多くを分配するものになってしまう。ここから、センは功利主義が平等主義を含意するのは、効用関数が同一であるというきわめて特殊な場合に限られ、通常の場合、上記の例のような不平等を結果してしまうと論じた。Sen〔1973, p. 18〕なお、後述のロールズの格差原理に対するセンの批判も参照のこと。

16」J. M. ケインズも、「経済学は道徳科学であって、自然科学ではない。すなわち、経済学は内省と価値判断を用いるのである。」と、ハロッドにあてた手紙の中で内省の重要性を指摘している。Moggridge 1976, 訳書p. 〕を参照。ケインズもこの意味で、彼自身が攻撃した古典派経済学のよい継承者であった。

17」このような経済学の分析テーマ上の大きな転換をもたらしたのはロビンズの著作、Robbins〔1932〕による所が大きい。

18」Cooter and Rappoport〔1984〕を参照。

19」ロールズの「正義の理論」をめぐってたたかわされた哲学者の論説の代表的なものは、Daniels〔1975〕に収録されている。上記のロールズの議論の位置づけについては、Danielsの優れた解説をも参照した。日本語で書かれた文献としては、塩野谷〔1984〕がロールズの議論を詳細にわたって紹介、検討している。

20」むろん、純粹に形式的には、不連続な効用関数を仮定することで、ある要素を他の要素に優先して考慮するという事情を表現することは可能である。

21」未だ誕生していない世代がここで言及されているのは、世代間の所得分配の公正の問題があるからである。公正な貯蓄率の選択の問題とってよい。この問題の検討は後の第9章に譲ることにする。

22」こうした思考は、すべての倫理的考察に共通なものである。カントは、人間の本性は自由・平等・合理性にあると規定した上で、人間がその本性をもっとも適切に表現なきような意志を持つことを自律性 (Autonomy) と呼んだ。そして自律的な人間が持つべ

き究極の倫理規範として、定言的命法、すなわち、自己の行動の主観的意欲の原理となる格率をそれが他人にとっての格率ともなるよう選ぶことを要請した。ここには、2つの意味が内包されている。第1に、倫理的価値は、意欲自体にあるのであって、結果にはないことである。カントは意欲を宝石にたとえ、結果は宝石をはめこむ台に過ぎないと述べている (Kant [1793, 訳書 p. 25])。第2に、個人々々の自律性は、その人間の意志が当人の置かれた境遇あるいは偶然の要因から独立であることを要請する。境遇に依存した行動をとることは、他律的であり、定言的命法に背く行為となる。自律性と定言的命法に、オリジナル・ポジションあるいは理想的観察者と同等の効果が期待されているのである。Kant [1785, 1793] を参照。

23」この解釈は、Dworkin [1975, pp50-1] に従うものである。

24」以上の要約にあたっては、Buchanan [1975] およびロールズの最近の叙述 (Rawls [1980]) および塩野谷 [1984] を参照。

25」これらの点については、Teitelman [1972] (これに対してロールズの回答もある。Rawls [1972] およびSchwartz [1973] を参照。

26」Polanyi [1977] および [1957]。とりわけ、アリストテレス (Aristotle [1925, Book IV]) による都市国家家族共同体間の公正な交換を論じた後者を参照。

27」Vickrey [1945, 60], Harsanyi [1953, 55] およびArrow [1973] を参照のこと。

28」Arrow [1973, pp256-7] を参照のこと。

29」後出のセンの弱平等基準 (Weak Equity Axiom) では、所得とそれ以外の財との間の代替性が仮定されている。上記脚注も参照のこと。

30」Scitovsky [1976] Part I も、ロールズと同様、活動のもたらす喜びを重視している。

31」アロウの価値集計手順と不可能性定理については、Arrow [1963], 鈴木 [1982], とりわけSen [1979] を参照されたい。

Bibliography for Chapter Two

- 青木昌彦 「福祉の政治経済学試論」 青木昌彦編 『ラディカル・エコノミックス』  
中央公論社 1973年 所収。「分配の公正」 青木編『ラディカル・エコノミックス』所収。
- Aristotle The Nicomachean Ethics. Oxford: Oxford University Press, 1925, especially Book V.  
『ニコマコス倫理学』 高田三郎訳 岩波文庫
- Arrow, Kenneth "Some Ordinalist-Utilitarian Notes on Rawls's Theory of Justice," Journal of Philosophy, Vol. 70, (May, 1973): 245-263
- Arrow, Kenneth J. Social Choice and Individual Values Second Edition, New Haven: Yale University Press, especially Chapters VII and VIII  
『社会的選択と個人的評価』 第2版 長名寛明訳 日本経済新聞社 1977年
- Barber, Benjamin R. "Justifying Justice: Problems of Psychology, Politics and Measurement in Rawls," Chapter 13 in Daniels (ed.) Reading Rawls, 1975
- Buchanan, Allen "Revisability and Rational Choice," Canadian Journal of Philosophy, V (November, 1975), pp. 395-408
- Cooter, Robert and Rappoport, Peter "Were the Ordinalists Wrong about Welfare Economics?" Journal of Economic Literature, 1984 Vol. 22, (June, 1984) pp.507-530
- Daniels, Norman Reading Rawls: A Critical Studies of 'A Theory of Justice'. Oxford: Basil Blackwell, 1975
- Dworkin, Ronald "The Original Position," Chapter 2 in Daniels (ed.) Reading Rawls, 1975
- Fisher, Irving Mathematical Investigations in the Theory of Value and Price. New York: 1892
- Friedman, Milton Capitalism and Freedom, Chicago: University of Chicago Press, 1962  
『資本主義と自由』 熊谷尚夫, 西山千明, 白井孝昌共訳 マグロウヒル好学社 1975年
- Hare, R. M. "Rawls' Theory of Justice," Philosophical Quarterly Vol. 23 (April and July, 1973). Reprinted in Daniels (ed.) Reading Rawls, 1975, Chapter 4.
- Harsanyi, John C. "Cardinal Utility in Welfare Economics and the Theory of Risk-taking," Journal of Political Economy, Vol. 61 (1953): 434-?
- Harsanyi, John C. "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics and



Interpersonal Comparisons of Utility," Journal of Political Economy, (August, 1955). Reprinted in Phelps, E. S. Economic Justice, Penguin, 1973 pp. 265-283

Hayek, Friedrich, A. Constitution of Liberty, London, 1960?

Hindle, Brooke Emulation and Invention, New York: Norton, 1981

Hutchison, Terrence, W. 'Positive' Economics and Policy Objectives, London: Allen and Unwin, 1964

稲田献一 『弱者の経済学』 東洋経済新報社 1977年

Kant, Immanuel Groundwork of the Metaphysic of Morals, 1785 translated by Patton, H. J., New York: Harper.

『道徳形而上学原理』 篠田英雄訳 岩波文庫

Kant, Immanuel\*

「理論と実践」, 1793年 「啓蒙とは何か」 篠田英雄訳 岩波文庫所収。

Knight, Frank H. "The Ethics of Competition," Quarterly Journal of Economics, Vol. 37, 1923: 579-624. Reprinted in The Ethics of Competition, Chicago: 1935

Marshall, Alfred Principle of Economics, Eighth edition, London: Macmillan, 1920

『マーシャル経済学原理』第4 馬場啓之助訳 東洋経済新報社 1967年

Marx, Karl Critique of the Gotha Programme, 1875 New York: International Publishers, 1938

『ゴータ綱領批判』 望月清司訳 岩波文庫

Mill, John Stuart Utilitarianism 7th ed. London, 1879

『功利説』 富田義介, 小倉兼秋訳注 東京 1949年

Mill, John Stuart Principles of Political Economy, London, 1848, Ninth edition, London: Longmans, 1885.

『経済学原理』 末永茂喜訳 岩波文庫

Moggridge, Donald Keynes, London: Macmillan, 1976

『ケインズ』 塩野谷祐一訳 東洋経済新報社 1979年

Nozick, Robert Anarchy, State and Utopia, Oxford: Basil Blackwell, 1974

Okun, Arthur M. Equality and Efficiency: The Big Tradeoff, Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1975.

「平等か効率か」 新開陽一訳 日本経済新聞社 1976年

Pazner, Elisha A. and Schmeidler, David "A Difficulty in the

Concept of Fairness," Review of Economic Studies 41 (1974)  
pp.441-443

Pazner, Elisha A. and Schmeidler, David "Social Contract Theory  
and Ordinal Distributive Equity," Journal of Public Economics,  
5 (1976) pp. 261-268

Pazner, Elisha A. and Schmeidler, David "Egalitarian Equivalent  
Allocations: A New Concept of Economic Equity," Quarterly  
Journal of Economics, 92 (November, 1978) pp.671-687

Pigou, A. C. The Economics of Welfare. London: Macmillan, 1932  
『ピグウ厚生経済学(1-4)』 気賀健三等訳 東洋経済新報社 1966年

Polanyi, Karl "Aristotle Discovers the Economy," in George  
Dalton (ed.) Primitive, Archaic and Modern Economies: Essays  
of Karl Polanyi. Boston: Beacon, 1968.

『経済の文明史』 玉野井芳郎・平野健一郎編訳 日本経済新聞社 1975年, 第8章

Polanyi, Karl The Livelihood of Man, edited by Harry W. Pearson,  
New York: Academic Press, 1977, especially Chapters 6, 7.

『人間の経済(上)』 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳 岩波現代選書

Rawls, John "Distributive Justice," in P. Laslett and W. G.  
Runcimann (eds.) Philosophy, Politics and Society, Series III  
Oxford: Basil Blackwell, 1967, pp. 58-82.

『分配の公正』 青木昌彦編 『ラディカル・エコノミックス』所収

Rawls, John A Theory of Justice, Cambridge, Mass.: Harvard  
University Press, 1971

『正義論』 矢島鈞次監訳 紀伊国屋書店 1979年

Rawls, John "Reply to Lyons and Teitelman," Journal of  
Philosophy, Vol. 69, (October, 1972): 556-557

Rawls, John "Kantian Constructivism in Moral Theory," Journal of  
Philosophy 77 (September, 1980) pp. 515-572

Robbins, Lionel The Nature and Significance of Economic Science,  
London: Macmillan, 1932

Robbins, Lionel "Live and Dead Issues in the Methodology of  
Economics," Economica (New Series) Vol. 5 (August, 1938):  
342-352

Robbins, Lionel "Interpersonal Comparisons of Utility: A  
Comment," Economic Journal, Vol. 48, (December, 1938): 635-641

Schwartz, Adina "Moral Neutrality and Primary Goods," Ethics,  
Vol. 83, (July, 1973): 294-307

Scitovsky, Tibor The Joyless Economy: An Inquiry into Human  
Satisfaction and Consumer Dissatisfaction, Oxford: Oxford  
University Press, 1976.

『人間の喜びと経済的価値』 斎藤精一郎訳 日本経済新聞社 1980年

Sen, A. K. "Rawls versus Bentham: An Axiomatic Examination of the Pure Distribution Problem," Theory and Decision Vol. 4, 1974. Reprinted with slight revision in Chapter 12 of Daniels (ed.) Reading Rawls, 1975.

Sen, Amartya Collective Choice and Social Welfare, San Francisco: Holden Day, 1970, especially Chapter 9

Sen, Amartya On Economic Inequality, Oxford: Basil Blackwell, 1973

『不平等の経済理論』 杉山武彦訳 日本経済新聞社 1977年

Sen, Amartya "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis," Econometrica 45, (October, 1977) pp. 1539-1572

Sen, Amartya "Social Choice Theory: A Re-examination," Econometrica 45, (January, 1977) pp. 53-89

Sen, Amartya "Personal Utilities and Public Judgements: Or What's Wrong with Welfare Economics?" Economic Journal 89 (September, 1979) pp. 537-558

Sen, Amartya "Utilitarianism and Welfarism," Journal of Philosophy 76 (September, 1979) pp. 463-489

塩野谷祐一 『価値理念の構造：効用と権利』 東洋経済新報社 1984年

Sidgwick, Henry "Reason, Egoism, and Utilitarianism," excerpt from Methods of Ethics, 5th ed., 1893 in Gauthier, David P. (ed.) Morality and Rational Interest, Englewood Cliffs, Prentice Hall, 1970

Strasnick, Steven "Social Choice and the Derivation of Rawls's Difference Principle," Journal of Philosophy 73 (February, 1976) pp. 85-99

杉崎四郎 『ミルとマルクス』 (増補版) ミネルヴァ書房 1967年

鈴木興太郎 『経済計画理論』 筑摩書房 1982年

Tawney, R. H. The Acquisitive Society, New York: Harcourt, Brace and World, 1920, especially Chapter 5 entitled "Property and Creative Work"

Tawney, R. H. Equality, 1931, Fourth edition, 1952, New York: Barnes and Noble, 1964

Teitelman, Michael "The Limits of Individualism," Journal of Philosophy, Vol. 69, (October, 1972): 545-556

Thurow, Lester "Toward a Definition of Economic Justice," Public Interest, No. 31, 1973:56-80

Thurow, Lester Generating Inequality, New York: Basic Books, 1975, especially Chapter 2.

『不平等を生み出すもの』 小池和男, 脇坂明訳 同文館 1984年

Titmuss, Richard M. Introduction to R. H. Tawney's Equality, London: Unwin, 1952

Varian, Hal R. "Equity, Envy and Efficiency," Journal of Economic Theory 9 (1974) pp. 63-91

Varian, Hal R. "Distributive Justice, Welfare Economics, and the Theory of Fairness," Philosophy and Public Affairs 4, (1975) pp. 223-247

Vickrey, W. S. "Measuring Marginal Utility by Reactions to Risk," Econometrica, Vol. 13 (1945): 319-333

Vickrey, W. S. "Utility, Strategy, and Social Decision Rules," Quarterly Journal of Economics, Vol. 74 (1960): 507-535